

第1回千葉県人権施策基本指針検討会議（議事録）

- 1 日時 令和6年3月11日（月）13:00～15:00
- 2 場所 千葉県庁南庁舎4階収用委員会審理室
- 3 出席者 委員：伊藤委員、大谷委員、大屋委員、恩田委員、片岡委員、木村委員、河野委員、佐藤委員、澤田委員、立花委員、中溝委員、蓮本委員、吉田委員（五十音順。小原委員及び山口委員は欠席）
県：高梨健康福祉部長、加賀谷健康福祉政策課長、大塚人権室長、人権室（田中主査、宮原副主査、牛込副主査、阿津主事）、教育庁児童生徒安全課（井上人権教育班長）

4 次第

- (1) 高梨健康福祉部長挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 座長・副座長の選出

座長に片岡委員を選出。また、副座長には小原委員が指名された。

- (4) 検討事項

事務局から別添資料2～4に基づき「千葉県人権施策基本指針について」、「千葉県人権施策基本指針の改定骨子案」、「改定スケジュール」について説明を行った後、各委員から意見を伺った。

【事務局】

それでは始めに本日御欠席された2名の委員から御意見を頂戴しておりますので、披露させていただきます。皆様のお考えの参考にさせていただければと存じます。

まず、小原委員からの御意見ですが、案については、3つの社会づくり全体としては良く考えられた、全ての人権課題を網羅したもので、高く評価している、との前提に立って、更に良いものとするための以下の提案をしたい。3つの社会づくりの（1）誰もがかけがえのない存在として人権を侵害されることがない、差別や偏見のない社会については、以下3点の理由から、「誰もがかけがえのない存在として人権が尊重される、偏見や差別や暴力の無い社会」という文言へ修正してはどうか。

その理由としては、1つ目に「人権を侵害されることがない」という言葉と「差別や偏見のない」という言葉はイコールで、つまり、人権侵害の具体例が差別であるので、同じ意味をもつ言葉が重なってしまうことから、「人権が尊重される」という文言の方が望ましいのではないかと。2つ目に偏見から差別が生まれるという流れを踏まえ、「偏見や差別のない社会」という順番に修正してはどうか。3つ目に「暴力」も重大な人権侵害。人権侵害が起きるところには、直接的、いわゆる身体的なものであれ、間接的、いわゆる精神的なものであれ、必ず暴力があることから、「暴力」の文言も加えてはどうかというものでした。

続きまして、山口委員からの御意見ですが、本改定は、より具体的かつ包括的な人権の尊重と保護のニュアンスが含まれており、適切だと考える。変更前の指針が「一人ひとり」にフォーカスしていたのに対し、改定後の文言は「誰もが」という表現を使っており、これ

は全ての人々が含まれることをより強調している。

また、改定案では「人権を侵害されることがない」「人権を保障され」という具体的な表現を加えることで、人権の積極的な保護と侵害防止に重点を置く姿勢が明確になっている。

総じて、この改定は人権の保護と尊重をより強化し、全ての人々が尊重され、その能力を發揮し、共に生きる社会を目指す方向性を明確に示していると評価できる。

一方、細かいところにはなるが、⑬の「様々な人権課題」という書きぶりだと、①～⑫は人権課題ではなく、⑬で様々な人権課題をおさえる、とも読めてしまう。そのため、誤解を招かないためには、⑬は「その他の人権課題」あるいは「その他の様々な人権課題」といった表現の方が適切ではないかという御意見をいただきました。

いただいた御意見は以上でございます。

【片岡委員】

ありがとうございます。今の御発言と重なっても構わないと思いますが、後ほど皆さまの御意見をよろしく願いいたします。

【大屋委員】

私は、人権関連の会議に多く参加するなど、20年間ぐらいつと関わっていて、いつも思うのですが、今回のお話もそうでしたけれど、「人権」のイメージが人によって違う感じがしまして、3つの社会づくりに関して「人権を侵害されない」というと、人権の具体的なものを列挙する、「人権を尊重する」というと、なんとなく漠然とした広い範囲の人権みたいなイメージがあります。ですので、私は「人権を尊重する」の方が、重みがあっているのではないかと、思います。

【中溝委員】

事務局に3点質問がございます。

まず、これまでの指針では、基本理念が「～千葉県を目指して」だったのですが、今回の改訂指針（案）は、「～千葉県の実現を目指して」という「実現」という言葉が入っていて、これがどういったニュアンスが含まれるのでしょうか。つまり、前回改定時には、人権が守られる素敵な千葉県にしようと思ったけど、この間上手くいかなかったのが、今度は実現を目指すんだ、のようなニュアンスが含まれているのでしょうか。「実現」が入った文言の意味を教えてください。

2点目は、先ほど御欠席の委員からの御指摘で、今回の改訂指針（案）の3つの社会づくりの「誰もが」というところがとても素敵ですねという御意見がありました。これまでの指針では、「一人ひとりが」だったのが「誰もが」にされた事務局の意図を伺いたと思います。これまでは、3つの社会づくりの、(1)(2)(3)すべてで、「一人ひとりが」という主語がそろっている形式がとても美しかったです。今回の改訂指針（案）では、(3)には「誰もが」が入ってないので、この辺りの言葉の選び方にどういう思いを込めて作成されたのかお聞かせください。

3点目は、先ほど大屋委員より御発言がありました、「侵害」という言葉の重みについて、確かにすごくインパクトのある言葉ですが、これまでの指針の3つの社会づくりでは、「侵害」

という言葉が入っていませんでしたが、ここで「侵害」という言葉を、(1)に入れた、その意味をお聞かせください。

【事務局】

まず1点目の「実現」という言葉にどのような意味があるかですが、先程の事務局からの説明で申し上げたとおり、今回改定指針(案)を作成するにあたり、千葉県の過去の指針はもちろんですが、近隣他県の人権指針を参考にしております。「実現」という言葉には非常に重い意味があると思いますが、この改定指針(案)に則り、こういった千葉県が実現できたら、という願いを込めまして、記したものです。

続いて、2点目の「誰もが」という言葉の意味についてですが、前回までと同様に、「一人ひとりが」という言葉も使用する考えもあったのですが、できるだけ短い言葉で、全容を表すことができれば、それは非常に効果的かと思ひまして、「誰もが」という言葉を選びました。加えて、こちらも近隣他県の指針を参考に修正したものです。

3点目の「侵害」という言葉を加えた意図ですが、こちらも近隣他県の指針を検討し、言葉の重みを感じたうえで、修正しました。

【中溝委員】

ありがとうございます。そのうえで意見を述べさせていただきます。

まず、こういった理念だとか何か指針的な目標を掲げるときに、否定形で語ることは何も語ったことにならないというふうに私は思っています。ですから、この3つの社会づくりの中で、「誰もがかけがえのない存在として」というところは確かに中身がある言葉ですが、それ以外の否定形の言葉は、何も理念を示したことにはなりません。私としては、こういった否定形で来るものが最初に来るとするのは、少しニュアンスとしては、引っかかる場所があります。憲法の考え方でいけば、「誰もがかけがえのない存在として、人権が保障され」というふうに、何が保障されて、この千葉県が何を目指すのかが一番上に来るべきであらうというふうに思います。

そして人権保障の考え方には、人権をととてもよく守っているという上の方と、その反対の侵害や差別がないようにするという下限にいかないようにするという考えがある中で、「千葉県は、下限にいかないように守るということではなく、人権がよく守られている上の方を目指す」というところを出したほうが良いと思います。そのうえで、侵害や差別をなくすという下の方も含め、この両方をしっかりと3つの社会づくりの中の(1)(2)で打ち出す方が、千葉県のスタンスがよく表れるのではないのかなと思います。ですから、私は、「侵害」という言葉はなくしたほうが良いと思っている立場ですが、差別や偏見のない社会は(2)に、(1)で一人ひとりみんなが大事で、みんながこの千葉で生き生きと暮らしていける社会を目指すんだというのを打ち出したほうが、憲法の考え方に沿って良いと思います。差別や偏見のない社会をどのように表現するか、これこそ多様性尊重条例です。「一人ひとり様々な違いがある、個人として尊重される、そしてお互いの違いを尊重しながら」という言葉が多様性尊重条例の中にありますので、「誰もが、お互いの違いを尊重しながら、差別や偏見のない社会」のような形で、お互いを認め合う中で、差別や偏見がないそんな社会を作るという方が、文言としてもすっきりすると思います。

もう1点、性的マイノリティという言葉について、性別を分けると50個あるとも言われていたり、多数の性の表現があるはずで、そうすると、少数（マイノリティ）とは何か。私たちが多数で、特別な人たちが少数なんですかというこの考え方から差別的な気がしまして、そうであれば「性的多様性」だとか、もう少し別の表現があるのではないのかなと思います。ですので、マイノリティ・少数派だみたいなのは、もう少し中立的な言葉・ポジティブな表現に変えていただく方がいいかなと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。

今、委員がおっしゃられた、3つの社会づくりの最初にポジティブな内容をという御意見については、是非とも検討させていただきます。

また、性的マイノリティの表現等につきましては、研究させていただきます。

【立花委員】

今回の改訂指針（案）の3つの社会づくりの「誰もが」のところですが、好みの問題もあるかもしれませんが、私は「一人ひとりが」という言葉の方が好きです。

人権というのは、もちろん他人を思いやるというのがとても大切なのですが、そうすると、全体が良くなるために、個人が抑圧される、犠牲になるみたいなことが起きがちであり、それは危ういと思います。個人の利益を尊重する、個人の権利を尊重するということで、個人にフォーカスをあてた「一人ひとりが」の方が、私は好きかなと思います。

【伊藤委員】

先ほどお話のあった性的マイノリティについて、この人権課題の列挙の仕方というのは、女性、子ども、高齢者などそのカテゴリーに入った人たちが、現実には差別や偏見を受け、人権を侵害されている人たちが並べられているわけです。ですから、そうすると性的マイノリティと並べないと整合性がないと思います。

私は当事者として、今回この項目（性的マイノリティ）を入れていただきたいと強く願います。2015年に、東京都世田谷区と渋谷区で、パートナーシップ宣誓が始まってから大きな課題としてLGBTが俎上に乗るようになりましたけれども、私は普段、LGBTの人たちの人生を応援する「すこたん！」という団体で代表を30年間ぐらい、それからレインボー千葉の会という団体の顧問も務めておりますが、実際に日常生活の中で笑われるなどのいじめがまだ存在し、教育現場、職場や家庭で性的マイノリティをカミングアウトして生活している方には、医療、賃貸や相続などに関して、全く平等な権利が得られていません。その中で例えば、「性的多様性の尊重」のような言い方になると、何が問題であるのかわからなくなります。人権課題を列挙するのであれば、やはり明確にしていきたいと思います。多様性という言葉でぼかされてしまって、差別が温存され、現実には私自身が傷つくこともありますので、私としては他の項目の整合性からも性的マイノリティという言葉でいいのではないかなと思います。

【澤田委員】

人権を守るという前提がある中で、人権が侵害されるという言葉が入ると負のイメージが強調されるような感じがします。「侵害」という言葉は、社会では、少しマイナス的な言葉になってしまうので、違う言葉の方がいいのではないかと思います。

私は、中学校、高校で命の大切さの授業に参加することがありますが、やはり一人ひとりが自分を大切になどと話をするので、「誰もが」よりも「一人ひとりが」という言葉のほうが大人だけではなく、子どもたちも、自分自身に置き換えて理解していくと思うので、「一人ひとりが」という言葉がいいと思います。

【蓮本委員】

「侵害されない」というのは、「尊重される」とイコールではなく、されないだけという捉え方もできるので、人権が尊重されるという言葉にしてもらい、差別、偏見、暴力等もあり、それによって侵害されないという方が打ち出し方としては良いのかなと思います。

また、私も「一人ひとりが」の方がいいと思います。「誰もが」というのは理念としては、とても綺麗ですし、皆さんのことなんですよというのはありますが、まだまだ人権施策をこれから進めていかなければならない、一人ひとりであるという部分を強調する意味では、「一人ひとりが」の方が望ましいかなと思います。

3つの社会づくりの(3)の「～共生できる社会」について、私も福祉関係の授業等で「共生」という言葉を使いますが、まだまだ一般的に「共生」という言葉は捉え方が広いので、現行指針の3つの社会づくりの(3)「～お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会」のように、もう少し説明を加えていただいた方がいいかと思います。

【大屋委員】

私は、「一人ひとりが」と「誰もが」のどちらがいいということはありませんが、この言葉の選択は、障害者差別禁止条例と言われている「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の議論から始まっているのではないかと推察されます。どちらの言葉がより馴染むかということで、私はどちらかというところ「誰もが」が馴染むのですが、「一人ひとりが」が馴染む方ももちろんいらっしゃると思うので、どちらとは強く言いませんが、多分条例制定時点で、障害者の人たちが「誰もが」を選んだのだと思います。

【恩田委員】

私は、特別養護老人ホームの施設長をしておりますが、地域連携は当たり前の時代になっており、地域共生社会というのも特養ではどんどん進めて取り組んでおります。その中で、やはり認知症であっても、独居であっても、また、障害をお持ちの方であっても、どんな方でも、地域とともに一緒に生きられる、そういう安心した社会をつくるということで我々も努力しておりますので、3つの社会づくり(3)で、「～共生できる社会」というふうに書いてありますが、「地域共生社会」という言葉を入れて欲しいと思います。高齢者、障害をお持ちの方など、そういう具体的な言葉がもっと入ると県民の皆さまにもより理解が深まるのではないかというふうに思っております。

【佐藤委員】

基本理念なのでたくさんの言葉を並べてしまうとこちらに視点が行ってしまいます。多様化の中ですから、皆さんがその言葉から色々な意味を受け取り、自身の立場で活動をしていくというのを考えると、そんなにたくさんの言葉を並べなくてもいいのではないかと思います。

「誰もが」と「一人ひとりが」については、法務省の人権施策のキャッチコピーが「誰かのことじゃない」という言葉になりましたが、自然と入って来ず、慣れるまでに2、3年かかりました。「誰か」という不特定多数を指す言葉よりも「一人ひとりが」という個人に色々な思いが伝わる言葉の方がいいと思います。

【木村委員】

指針なので、あまりいろんなことを羅列するのはわかりづらくなると思います。その中で、県民向けですから、よりわかりやすくということで、「誰もが」と「一人ひとりが」について、私事ですが、例えば御挨拶申し上げる際に、「皆様の御健康を祈念して」よりは、「皆様おひとりおひとりの御健康を祈念して」と言うようにしております。わかりやすく、より丁寧な方がよければ、その方がいいと思いますし、無駄なこと、もしくは誤解を受けてしまうのではないかという文言は、変えるべきであると思いますので、意味合いが変わらなければ、長くない程度に丁寧な方がより県民に対しては、親切なのではないかという意見です。

【伊藤委員】

少し違った角度で申しますが、人権侵害という言葉に確かにマイナスのイメージがあるかもしれません。長年、性的マイノリティへの差別や偏見をなくす活動をしてきて、今回10年前の指針を改定するということですが、10年前から現在の間、どこまで事象が改善されたかと言われると大変心許ないです。私自身、今も日常生活で傷つくこともあります。指針ですのあまり細かいことは決めないとはいえ、例えば、県の人権講師として、教育現場である学校を訪ねると、LGBT研修をやりたいという方もたくさんいますが、お金と時間が無いとか、研修等がされる環境が整備されていないなどの壁があります。そういう面からも、尊重などの明るい言葉だけを並べるのではなく、環境整備も県としてまだ不十分だと思っていますので、今はまだまだというような言葉をどこかに入れた方がいいと思います。

機会保障についても、忙しくて教員がオンライン研修を見られない、予算が減らされているところがあるとか、そして人権侵害が日常に行われているという現実を見ると、基本理念や3つの社会づくりの中にいれなくてもいいですが、現実では今まだ人権侵害があつてそれを変えていきましょう、より良くしましょうじゃなくて、まだまだ人権侵害があり、今まだ大変なんだということもわかるような言葉が1つぐらいはあってもいいかと思います。

【河野委員】

色々な分野の委員の皆さまがいらっしゃいますので、皆さまの御意見を聞かせていただき、自身の考えをまとめたいと思います。

【吉田委員】

「一人ひとりが」というのは、同和教育等で今まで大切にしてきた言葉なので、「一人ひとりが」という言葉は大切にしていきたいと思います。

被差別部落の方たちの中には、まだ経済的にも困窮している方が多く、高校進学率等は他の地域と20年くらい前と比べたらそれほど変わらなくなっていると言われてはいますが、ここから先、就職等を考えた時に、きちんとした企業に入れているかというところと入っていない人たちが私の周りにはまだまだたくさんいます。保険証が持てないという生活をしている方も私の周りにたくさんいて、そういう方々にも響く言葉を、簡潔に、適切に、共生などという言葉よりもお互いが繋がり、支え合いながらなどの言葉の方が伝わるかと思います。

【大谷委員】

総論ではなく、各論の話になりますが、人権課題の「感染症」分野の現行の指針を見ると、記載されているのは、感染症法の前文にも記載されているエイズとハンセン病という過去問題になった事象を解決するために、法律の中にも人権侵害をなくそうという文言が記されております。これは対策も過去問題になった病気なのでデータも揃っており、治療方法も予防方法もあります。そのため、正しい知識を得ることで患者に対する不当な差別をやめようという構図としてはかなり簡単なものです。しかし、ここ10年間の間に皆さん御存知の新型インフルが流行し、その後、今回の新型コロナウイルス、その前にSARSコロナウイルスがありました。そういった中で、今回の改定内容に、新興感染症を入れずに記載するのでしょうか。現行の指針では、わかっていることについて不当な差別はやめましょう、正しい知識を持ちましょうとなっています。新興感染症が起きた際には、データがない、予防方法がない、治療方法がないということになります。昔から患者からうつりたくないというのが心情でして、そのために様々な事象が発生します。流行地の県からは来るな、食堂に入るな、予防接種を受けてない人は来るなというふうに言われ、しかし、これは時間が経つにつれて考え方が変わります。新興感染症が流行った時には、過去にこのような差別がありましたとういったことも人権指針の中に記載してほしいと思います。その中でも、医療従事者やその家族に対して、例えば幼稚園に来るな、話さないなど、患者のために働いている人を犠牲にするような差別が起これないようにすることが重要です。流行初期は何とか子どもを守りがたいがためにそういう差別をしますが、今になるとそういう考えは収まっています。新興感染症は、データもないため対策としてはすごく難しいかもしれませんが、過去にはこのようなことがあったと事象を羅列し、考えてもらうきっかけとなるような指針でもいいかなと思います。

【片岡委員】

現行の指針の中の各人権課題において、「現状と課題」というのがどの項目にもありますが、各項目の中身が抽象的で、例えば私の分野の「女性」のところを見ますと、現状や問題が浮かび上がってこないという感じがします。要するに、どこまで具体的に書くかは別ですが、どういった現状認識に基づいて、どういう課題があるかというのがとても大事かと思います。大谷委員から御発言があったように、新興感染症が起きたときに、どんなことが起こったか、その時に起こった人権侵害というのは、例えば状況が変わっても起こり得るということとし

て、今後その人権侵害がどのように起こり得るかということを考えることが必要だと思います。例えば、女性の分野ですと、ちょうど先週の3月8日は国際女性デーでしたので、新聞もテレビもその特集をしておりました。その中の1つに、47都道府県別のジェンダーギャップ指数というのを、上智大学の三浦まり先生が中心になって毎年発表しているのですが、NHKのニュース記事によると、千葉県は、40位以下のものが2つあります、行政と経済です。千葉市はとても高いのですが、行政は、管理職の女性の割合が少ない、それから男性職員の育児休業取得率が低いといったものです。要するに、例えばこれはワークライフバランスなどの施策を作る方たちの感覚に影響すると思います。これは子どもの問題などケアをする人たちの現状をどこまでキャッチできるかという話に繋がっていくと思います。そうした現状認識のところで、何をもって現状を共有するかというあたりが、とても大事なかなというふうに思っておりましたので、今の太谷委員の御発言にとっても共感して聞かせていただきました。

それから今日の説明の資料の中に、女性の様々な関連法律が書いてありましたが、来月（令和6年）4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。先ほど吉田委員の御発言にあったように、貧困の問題というのはどういうところに貧困の問題があり、深刻であるかというのが問題で、これも「国際女性デー（3月8日）」に朝日新聞などがトップ記事に書いていましたが、高齢の単身女性の貧困の問題、あるいはシングルマザーの貧困問題などが、虐待に繋がったり、問題が起こったりなど、様々な問題に繋がっていきますので、どこに問題があるのかという辺りも、分野の領域を跨って様々なあるということ、吉田委員の御発言に共感しながら聞かせていただきました。

【中溝委員】

片岡委員の御発言を聞いて、女性の差別問題において経済的な面の内容は、今回しっかり各論の中で取り入れていただきたいと思います。ノーベル経済学賞で今回女性の学者が受賞されましたが、その中で賃金格差がどうして女性と男性の間にあるのかということについて、単なる性差だけではなく、出産を伴う女性は、この社会構造の中でどうしても出産時よりそこから上には上がれないという構造があるということが今回の研究で世界的にも認められていますので、世界に向けて、千葉県は、国際的な感覚もあるということ認識してもらうためにも、女性分野にて経済面的内容というのをぜひ入れていただきたいと思います。

加えて、現行指針及び改定指針（案）の基本理念の中に、「すべての県民～」と記載がありますが、「県民」というのはどなたのことを指していますでしょうか。なぜここが気になったかという、まず、千葉県は国際空港を持っていますので、住民票がない外国人の方が大変困って生活されているという実情もあり、やはり外国人の人権を考えるならばこの県民というのが一体どういう方々なのかを定義する必要があるかと思います。また、無戸籍の子どもたちも多数おりますので、そういった視点からもこの県民というのは一体誰を対象とするのかというところは、基本理念の外でも構いませんのでどこかに明記した方がいいかと思います。

主要な人権課題の「様々な人権課題」について、「犯罪加害者の家族」も偏見や差別の目にさらされて、声も上げられなく表にも出られない方々があります。メディアに出て、どれだけ過酷だったかというこれまでの人生を語る事が少しずつ出てきており、現在、保護の枠組みというのが何か明確にあるわけではないようですが、こういった方々も声を上げています

ので、何も悪いことをしていないという点から「犯罪加害者の家族」について、少し触れてもいいかと思いました。この分野は、たくさん課題があるのでここを取り上げるかどうかはまた別ですが、刑事事件を担当する弁護士の意見として申しました。

【立花委員】

外国人の人権について、私が最近すごく関心を持っているのが、外国人に対する教育の問題です。平成27年に改定された現行指針でも教育の記載があるのですが、ここでは日本国籍の子どもに対する国際理解についての教育と、外国籍の子どもに対する言語をはじめとする、教育が混ざっているので、別の教育の問題ということを確認にしたいと思います。

加えて、報道でも少し前にありましたが、外国籍の子どもで学校に行っていない方がかなり多いという報道がありました。いまだに、千葉県内で、「在留資格がないので小学校に入れませんと言われた」という相談を受けることがあります。もちろん法律上は在留資格がなければ学校に入学できませんということはありません。学校に行きたいけど行けない子がいる、という現状があります。もちろん教育を受けられないというのは、その子どもにとってものすごく大きな問題ですし、学校に行っても勉強しない子が何をやるわけでもなく、ぶらぶらするとなると、少し言い方悪いですが、地域の治安の悪化にも繋がります。決してその子だけの問題ではなく、地域社会の問題でもあります。外国籍の子どもについては、日本語教育の支援はもちろん、就学の支援や進学への支援も大事です。この点に関して、外国人の方からは、「日本の受験制度というのがものすごくわかりづらく、自分の国にはない。いつまでに願書というものを出不さいといけなとか、試験はどういうふうに行われるのかとか、そういうことがわからなくて、結局、受験のシステムがわからないから高校に進学できなかった」という話を聞くこともありますので、そういった学習や勉強に対する支援にも、非常に問題意識を持っています。

【蓮本委員】

素案をつくる際に事務局にお考えいただきたいのですが、人権課題の災害時における配慮の分野について、現行指針の現状と課題のところ、避難所や避難先での課題が挙がっていますが、災害時というのは、特別何かがあったから問題が起きているというよりも、普段、当事者の方でしたら周囲の方の協力で何とかこなしている、あるいは見えづらい問題や日常生活の課題・社会課題が災害時には出てくるのであって、災害時だから避難所や避難先でこんな問題が起こったというよりも、もともとそういう問題があったのが出てくるという部分が結構多いです。例えば、物資やお手洗いの話にしても、どういうものを設置するであるとかどこに取りに来てもらうなどというのも、実際、元々の日常の中でそういった人権意識があれば、そもそも起こりません。人権意識がないことが問題になって現れてきます。日常にある問題をどうするかであって、災害時に出るというよりは、まず日常の様々な人権課題をどう対応するか考えていただいて、その次に災害時はどうするかということをお考えいただければと思います。

ほかに、「非日常が日常になる」ということです。災害が起これば、今は災害時で避難しているので、かなり我慢したり、抑えたりという部分が出てきます。実際、物理的あるいは人的な問題で、物資を供給できないなどということはあるのですが、それは仕方がないことで、

いかにその非日常が日常になっていく中で、普段の暮らしを行っていくのかという部分を考え、改定指針の素案を作る際に考えていただきたいと思います。

最後に、「非日常が日常になる」ということで、様々な教育を行う中で、災害のための教育を行うということではなくて、様々な人権教育の中で、災害に限りませんけれども、非常時にはこういうこともあるという形で、災害に限るのではなく、様々な中に災害を織り込んでいただくように考えていただきたいと思います。

現在、識者の中では、「災害に強い」は、作りづらいし、続かないので、「災害にも強い」というようにしていかないと、なかなか災害時には実現できないと考えられていますので、素案を作る際には、お考えいただきたいと思います。

現行の指針の施策の方向性以下の記述について、現行指針には東日本大震災があったということもあり、被災した方を受け入れるという記述になっていますが、改定指針（案）では、今後千葉県が被災した際に、自分たちが避難所を運営しなければならない、あるいは助け合わなければいけないなど、いざ千葉県で起こった時に、啓発や教育をどう行うかという記載の方向性にした方が良いと思います。

【片岡委員】

事務局より説明がありましたように、元々は平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」ができたときに、「人権教育・啓発に関する基本計画」を作ったのは、当時の文部省と法務省です。人権教育・人権啓発で、人権教育は、文部省、人権啓発は法務省というふうな役割で始まったという印象がありました。その点でもやはり教育委員会が大きな役割を果たさなくてはいけないのではないかと考えております。学校教育だけではなくて生涯学習も含めて、人権とは何かから具体的なことを学んでいくということがどうしても必要になりますので、人権課題の各担当課で、いろいろと素案を検討していただく際に担当課間の連携を十分図っていただく必要があると思います。

【中溝委員】

現行指針の冊子内に掲載のある「千葉県人権施策推進本部設置要綱」について、第一条の「県民一人ひとりが人間として～」と記載されていますが、なぜ日本国憲法13条の「すべて国民は、個人として～」と異なっているのでしょうか。一人ひとりがかげがえのない存在として大事にしていこうということであれば、やはり、「人間」ではなく、「個人」ではないのかなと思います。ですから、この指針は県の姿勢を表すものですので、そのあたりから私はぜひ見なおしていただきたいと思っています。

それから、法律の関係でいうと、「こども基本法」の「こ」はひらがなです。年齢制限が撤廃されており、「子ども・若者育成支援推進法」と一緒になって、青年期も含めてそして子供の周辺の家庭への支援もすべて含めての法律ですので、この指針を作る際に、県が子どもというのをどこをターゲットにしていくのか、「こども基本法」の範囲でいくのか、それとも「児童福祉法」の年齢は18歳でいくのか、どちらでの立ち位置にするのかというのはしっかり考えて、素案を作っていただきたいと思います。

【伊藤委員】

現時点で気がかりなことがあります。次回の第2回検討会議は、既に素案ができていると思いますが、素案の段階では現行指針に則り、人権課題の各項目で現状と課題、施策の方向性の記載があると思います。今回、改定指針の大枠を議論していますが、次回の会議の同様の時間で素案に関して議論できるのでしょうか。

また、用語集についてですが、例えば性的マイノリティの「性自認」と「性的指向」をどう記載するかに関して、様々な見方や考えがあります。特に「性自認」については、きちんと記載しないと非常に誤解を受け、「LGBT理解増進法」でも問題となりましたので、関係者にヒアリングしたり、当会議の委員の方に個別に聞いたりしていただき、当会議の委員で力を合わせ協力して改定指針を作成していければと思います。

【事務局】

出来るだけ早く素案の作成の作業を進め、余裕を持って委員の皆さまに素案をご覧になっていただく予定です。用語集につきましては、作成する過程で委員の皆さまの御意見を承りながら作っていきたいと思います。

【澤田委員】

私は、犯罪被害者の当事者として、当時犯罪にあった時に、自分はもうこれまでの人生は変わってしまい、もう普通には生きられないとそういう思いで生活していました。以前から知っている人に会うのも辛く、スーパーに行ったときに誰かに会ったらどうしようとそんなことを考えていました。そんな中で、挨拶をしてくれた方の思いやりを感じた際に、自分からも挨拶しようと考えたこともありました。しかし、ある時、子どものおさがりをいただいたくらい親しい関係だった人と会った時に、何も声もかけてもらえず、会釈もなく、その時に私はやはり以前のような生活はできないと思い、凍りつくような気持ちになったことが今も記憶に残っています。そのような経験から、子どもへの人権教育というのはなかなか難しいと思いますが、命を大切に、そうすれば、思いやりや他人の命を思いやるといったことが生まれていくと思いますので、人権教育や人権への理解を深めるといったような言葉を指針の中に入れて欲しいと思います。子どもたちが健やかに育つというのは、これからの日本社会には重要です。この10年で地震や感染症など様々なことが起こり、10年前とはかなり異なっている社会で、色々な方を思いやる気持ちを持つ人権教育は更に重要だと思います。

【佐藤委員】

私は人権擁護委員として日々活動していますが、日々出会う60、70代の方に聞くと、人権の認識がない方が多く感じます。それは、この年代の人たちは人権について考える余裕がない中で、一生懸命生活していたためだと思います。人間にとって基本である人権をどこで教えるのかと考えた時に、私たち人権擁護委員が出前授業で各学校の教壇に立って、小さい時から人権について考えさせていくことが大切だと思いました。その中で、相手を思いやること、人が嫌がることはしてはいけないなど易しい言葉で説明し、説明の際には絵本やビデオなども用いてわかりやすく教えることが大切です。

【大屋委員】

片岡委員に御質問ですが、「人権」について説明してくださいと言われたらどのように説明するのでしょうか。

【片岡委員】

抽象的ですが、人間が人間として生きていくのに必要なことと言います。「例えばそれは何」と子どもに聞くと「ご飯、水」と子どもは言います。「ご飯がなかったらお腹がすいてしまうし、健康でなくなるからそれは権利だし、水が飲めなかったら喉が渇いて死んでしまうかもしれないからそれも権利だよ。誰かから殴られたらどうする？それは怖いよね。怖いということは、安心して生きられないから、それも何か権利が取られてしまうということだよ。」というふうにご供たちとは具体的に話しますし、そうしたことを折々に教えていきます。

例えば、性的マイノリティの子どもたちが、自分が同性愛者だということを隠して、異性愛者のふりをして、友達の話に合わせなくてはならない中で、自分自身に嘘をつき続けなくてはいけないというのは、これも人権侵害であると具体的なことを通しながら、人間が人間として生きていくのに必要な中身を共有していくことだと思っています。

世界人権宣言が作られた後に、人権というのはとにかく発展していっています。例えば性的マイノリティの権利というのは、昔は共有されませんでしたので、人権というのはそういうものだという事柄も併せて私は教えております。

【大屋委員】

ありがとうございます。行政が人権を保障するとなると元は憲法になるのでしょうか。

【片岡委員】

そうです。

【大屋委員】

人権の定義たるものが、現行指針には記載が無く、よくわかりませんでしたので、知れました。

【中溝委員】

子どもの権利の研修にてお話をされる際に人権について子どもに話すのですが、人権を伝えるというのはすごく難しく、憲法の教科書に記載されているのは、すべて人権侵害のパターンのみです。しかし、侵害を説明しても、人権を説明したことにならないので、どうやって人権を説明したらいいのだろうと思っていました。まずは、「幸福追求権」について、「一人一人幸せになっていい。幸せになりたいと思っていい。そして幸せを追い求めていい。その幸せが人と違ってもちろんいい。一人一人が、みんなが自分の幸せを追求できる。それがまず、人権を包括的に守ってるものなんだよ」というように説明します。そして、それをもう少し具体的に権利行使の主体として、人権がこう守られていくのはどういう状態かということをお説明するときには、「みんな自分で感じて、自分で考えて、自分自身の生き方を決めて、

自分自身で生きていく人生の主人公なんだ。一人一人がみんな主人公なんだよ。」とこういう説明をいつもしています。自分が何を感じたのかを人に押し付けられたり、奪われたりすることもない、自分で決めるべきことを人に決められることもない、そして自分の生き方を人に決められることもない、自分の生き方は自分で生きていく。これが人権が守られていく、自分で人権を行使しているという状態なんだよ。」というふうに説明をしています。

【片岡委員】

皆さま他に御意見はありませんでしょうか。なければ本日の会議は以上とさせていただきます。

(5) その他（事務局から事務連絡）

- ・ 事務局で作成した素案については、可能な限り早めに各委員へ提供したい。
- ・ 次回の会議は、令和6年7月頃の開催を予定。